

日本保健医療行動科学会 理事・監事選出規約

会則第 13 条 3 項および 5 項により、理事および監事の選出手続きを次のとおり定める。

第 1 条 会長は理事会の議を経て、会員の中から 3 名の選挙管理委員を委嘱し、選挙管理委員会を組織しなければならない。

第 2 条 選挙管理委員会は、選挙有権者名簿を作成し、選挙の期日および手続きを会員に公示しなければならない。ただし、選挙関係書類等の送付をもって公示に代えることができる。

第 3 条 投票は郵送により実施する。

第 4 条 理事は選出法により下記の 2 種類とする。

A 理事：学系別に選出される理事

B 理事：学系の枠を越えて選出される理事

第 5 条 理事の定数は、A 理事および B 理事の合計 14 名とする。ただし、会則第 12 条による会長任命理事を加えて 20 名とすることができる。

第 6 条 理事選挙は以下のとおりとする。

A 理事：会員の所属する学系の中から当該投票用紙に 2 名を連記する。

B 理事：学系の枠を越えて当該投票用紙に 4 名を連記する。

第 7 条 監事選挙は、学系の枠を越えて当該投票用紙に 2 名を連記する。

第 8 条 理事および監事の当選者数は、下記のとおりとする。

1. A 理事については、社会学系 1 名、心理学・福祉学系 1 名、看護学系 3 名、歯学系 1 名、医学系 2 名、健康科学系 1 名とする。

2. B 理事については 5 名とする。ただし、A 理事に当選した場合は除外する。

3. 監事については 2 名とする。ただし、A・B 理事に当選した場合は除外する。

第 9 条 選挙管理委員会は、当選者に通知し、文書をもって役員就任の承諾を得なければならない。当該者が役員就任を辞退した場合には、A 理事、B 理事、監事それぞれの枠内で次点の繰り上げを行い、前条 2・3 項を適用する。

第 10 条 選挙管理委員会は、新しい理事会の発足をもって任務を終了し解散する。